

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

1 手続番号

- (1) 第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 4 0 号
- (2) 第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 4 1 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 秋田市河辺戸島字丸山 3 6 番 1
- (2) 秋田市河辺戸島字丸山 3 6 番 2

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

1 手続番号

- (1) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 4 号
- (2) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 5 号
- (3) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 6 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 8
- (2) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 0
- (3) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 1

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

1 手続番号

- (1) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 7 号
- (2) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 8 号
- (3) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 9 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 2
- (2) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 3
- (3) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 4

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 5 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市河辺三内字土渕 1 4 番 1

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 8 2 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市河辺和田字上野 1 8 9 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

1 手続番号

- (1) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 4 号
- (2) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 5 号
- (3) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 6 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 8
- (2) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 0
- (3) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 1

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

1 手続番号

- (1) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 7 号
- (2) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 8 号
- (3) 第 4 1 0 0－2 0 2 3－0 0 3 9 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 2
- (2) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 3
- (3) 秋田市河辺岩見字桃ノ木沢 2 4 番 2 4

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 5 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市河辺三内字土渕 1 4 番 1

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 8 2 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市河辺和田字上野 1 8 9 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 3 月 28 日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 4 - 0 0 0 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市河辺三内字五郎谷地 2 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

秋田地方法務局 登記官 伊 藤 博 美

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 0 4 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市檜山古川新町 9 1 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 5 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 1 6 条の規定により、公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

秋田地方法務局 登記官 伊 藤 博 美

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 0 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市檜山古川新町 9 3 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

秋田地方法務局 登記官 伊 藤 博 美

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 0 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市檜山登町 6 2 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

秋田地方法務局 登記官 伊 藤 博 美

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 1 0 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
秋田市檜山登町 6 4 番